

第 3 4 号議案

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区青少年センター条例の一部を改正する条例

足立区青少年センター（平成 1 3 年足立区条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、足立区青少年センター（以下「青少年センター」という。）を設置することにより、青少年教育及び青少年対策並びに家庭教育支援を推進し、青少年の自立及び地域社会への参画を促進することを目的とする。

第 3 条中第 5 号を第 9 号とし、第 4 号を第 8 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

（ 5 ） 青少年及び家庭教育の相談に関すること。

（ 6 ） 青少年、青少年団体及び青少年健全育成団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。

（ 7 ） 家庭教育に関わる団体の活動の支援及び相互の交流の促進に関すること。

第 3 条第 3 号を削り、同条第 2 号中「青少年活動」を「青少年活動及び家庭教育」に、「・提供」を「及び提供」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 1 号中「青少年活動」を「青少年活動及び家庭教育支援」に改め、同号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

（ 1 ） 青少年教育及び青少年対策の推進及び調整に関すること。

（ 2 ） 家庭教育支援の推進及び調整に関すること。

付 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

青少年センターを青少年施策の専管組織として位置づけ、事業を拡大する必要があるので、この条例案を提出いたします。